

(第一類 第十六號)

衆議院 第百四十七回国会 環境委員会 議

平成十二年五月九日(火曜日)

出席委员

理事	今井 宏君	理事	大野 松茂君
理事	村上 誠一郎君	理事	目片 信吾君
理事	小林 守君	理事	近藤 昭一君
理事	若松 謙維君	理事	藤木 洋子君

○細川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、悪臭防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として環境庁大気保全局長廣瀬省君及び厚生省生活衛生局道環境部長岡澤和好君の出席を求め、説明を聴取いたします。いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○細川委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、順次これを  
ます。佐藤謙一郎君。

数点質問をさせていただきたいと思います。  
今まで、特定悪臭物質の排出水準によって濃度規制をするというそうした行き方から、平成七年の改正で臭気指数というものが組み込まれました。特に複合臭気に対する苦情が近年非常にふえているということで、この悪臭防止法というののかなりよく機能を始めたのではないかなどといふうには思っているわけであります。

今日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
悪臭防止法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第九七号)(参議院送付)  
循環型社会形成推進基本法案(内閣提出第九五九号)  
国等による環境物品等の調達の推進等に関する  
法律案起草の件

この改正案を持りまして、実は三月八日に中央環境審議会が答申を出されている内容で、積み残された部分、今回、この法律の改正で措置された問題が何点か残されています。実は、そうした問題の中にこそ、悪臭防止の本質といいますか、近年、我々が政治家としてとらなければいけない大事な問題が残されてしまったような気がしております。

まず第一点でありますけれども、悪臭の現状とくいうのを見てみると、このたびの中央環境審議会

議録 第九回

会の答申の記述の中にも、悪臭防止法の規制地域内の事業場に対する苦情件数は、平成十年で三万九千二件のうち全体の五五%であった、これに対して、規制対象外の事業活動に係る悪臭苦情の割合は全体の二三%であり云々と書いてあります。結果として、事業活動に係る悪臭苦情のうち、この法律の規制対象外の苦情割合が約三割弱というふうになつております。

実は、ここが今回我々にとって大変重要なところなんだろうと思うんですが、まさにこの中央環境審議会の議論の中で、事業者の事業活動一般に対する責務規定を設けることによって、事業者が悪臭の発生の防止に努める責務の明確化を図る必要性というものが議論され、検討されていたわけでありますけれども、この改正案ではその大変大切な部分が措置されていません。これからさらに悪臭苦情が増加の一途をたどるのではないかと想われますし、環境基本法の第八条の趣旨から考えてみても、きちんと責務の明確化を措置すべきではなかったのかというふうに思いますが、環境庁長官の御見解をお示しいただきたいと思います。

○清水国務大臣　ただいまの悪臭防止法におきましては、規制地域内に事業場を設置している事業者に対しては、規制基準の遵守義務規定が設けられており、きっちりと責務の明確化を措置すべきだと思っていますけれども、先生今、事業者による事業活動一般に対する責務規定を設けられたらどうかという御指摘ございました。

実は、環境庁がこの法案を作成するに当たりまして、事業者の責務規定を設けるということについても検討したわけござりますけれども、あらかじめ指定した地域において規制を行う制度をつ正在しているという今の悪臭防止法の体系からいきまますと、全体的な事業者の責務規定を設けるということと必ずしも整合しないというような法制上での判断がございまして、そこで、すべての事業者

に対する責務規定を今回の改正案には盛り込んだ  
かったということです。

○佐藤(謙)委員 今の御答弁は、法制上といふこと  
とで、法制論ではわかるわけですねけれども、こう  
して一般からの苦情、そして一部は健康被害です  
とかいろいろな問題が出てきているわけです。法  
制度的には整合性がとれないからということです。  
民は待ってくれないと思うんですね。

であるとするならば、この改正に積み残された  
この問題、この部分というのは、今後どういうふ  
うに前進をさせていかれようと長官はお考えで  
しょうか。

○清水国務大臣 このたびはこういう整理になり  
ましたけれども、事業者一般に対する悪臭防止の  
ための責務規定を設けるという先生の御指摘に対  
しましては、悪臭苦情の状況を見ながら、附則第  
二条に基づきます検討とあわせまして、さらに考  
えていきたいというふうに思っているわけでござ  
ります。

ただ、規制地域外でも悪臭苦情が出ているとい  
う現状もあるわけでござりますので、こういった  
ところにつきましては、できるだけ都道府県知事  
が指定地域を拡大するというような方向で対応し  
ていけるように助言もしてまいりたいと考えてお  
ります。

○佐藤(謙)委員 指定地域、まさにここが大事な  
ことだと思います。都道府県知事に権限があるわ  
けでありますけれども、悪臭防止法第三条に基づ  
く規制地域の指定状況という表を見て、私は横浜  
出身でありますから、首都圏はかなりきっちりと  
規制地域の指定というのがなされているのかなど  
見てみましたら、埼玉県で七八・三%、千葉県が  
六〇%、東京都が四九・一%、私ども神奈川県が  
七八・四%、私が考えていたよりもはるかに低い  
水準だなというふうな思いであります。規制地域

の指定というのは自治体の問題ではありませんけれども、国としてもそうしたことには積極的に地方自治体と連携をとっていかなければいけないというふうに思うわけであります。

そこで、実は、事業者の責務の明確化、先ほど御答弁では前向きに検討されるというふうに私は受けとめたわけありますけれども、もう一つ、野焼き焼却禁止の強化というものがこの改正案では非常に薄い。これは廃掃法の改正案が出ておりますので、そちらにゆだねるというような考え方でありますけれども、この中環審の答申でも、野焼き焼却の禁止については、現行法では住居が集合している地域に限定されているものを、当該地域以外でも対応できるようにすることが必要と指摘をされているわけであります。

本当にこうした問題が廃棄物処理法の改正でカバーできるんだろうか。まさにその中でも有価物の野外焼却については対象外であるわけですから、法律的にダブり合わせてみても、この法律の構造から漏れ落ちる、抜けてしまふものが随分あるのではないか、規制地内であれば、この悪臭防止法で改善勧告や改善命令措置というので対処できるわけですけれども。

そうなると、現在、都道府県知事によって規制地域が指定されている市町村の数が、自治体数の半数でしかないという現状をどういうふうにお考えか。先ほどの御答弁にあるように、法制面での整合性ということを考えいくと、この指定をさらに積極的に行っていく必要があるといふふうに考えておりますけれども、国としてどういうふうにお考えなのか、その辺を御答弁いただきたく思います。

○柳本政務次官 ただいま佐藤委員御指摘のよう

に、規制地域の指定状況は、三千二百七十七市區

町村のうち規制地域を有する市町村数は千七百

十九、五二・五%でございます。

悪臭防止法の規制地域に関しましては、悪臭に係る問題が生じた場合に、当該地域を管轄する都

道府県知事が、地域の状況に応じて順次規制地域

を拡大してきたところでございます。

有価物の野外焼却に限らず、指定地域外で悪臭苦情が問題となっている場合には、国いたしましても、規制する必要性につきまして、自治体から状況を聞きました上、必要に応じて規制地域を拡大するよう自治体に助言するなど、対応を図つてまいりたいと考えております。

○佐藤(謙)委員 規制対象、非規制対象別苦情の割合、先ほど一部お話ししましたけれども、規制地域内の工場その他の事業場は、平成十年度、一万一千五十六件で五五%。それに対して、規制地域外、二千八百六十八件で一四%。こうした事業場以外の事業活動、それぞれ規制地域内と外とどちらが規制地域外からの苦情というのが多くなっています。

これから、まさにダイオキシンの問題等々で、悪臭だけではなくて我々の生活環境が大変関心で持たれて、市民の方々もレベルの高い対応を求めていこうというふうに考えておられるわけです。そういう流れになってしまふのではなくて、私は、この規制地域の指定というのをさらに国として積極的に前に進める努力をしていきたいと思います。

それから三點目に、におい環境指針についてお尋ねしたいと思います。

環境庁では、良好なにおいの環境を確保するため、今までの規制的な手法とは別に、市民、事業者、行政というものが一体になって、地域といふものをおらかじめの環境教育というのは、私も土俵にして、においに関する快適な環境づくり、これを促進しようというふうに考えておられるわけであります。中環審のさきの答申で、こうした悪臭防止の知識の普及啓発、つまり組んでおられるかおり環境教育というのは、私にとっても大変いいアドバイスをいたいたなど

ものが要だということを指摘しているわけありますけれども、今回の改正案でこうした視点と

いうのが生かされているんだろうか。におい環境指針そのものは、平成十二年度中に何か形をつくってまとめていかれるような記述もあるわけですが、それとも、本法のどこにこうした発想、考え方があが生かされているかをお示しいただきたいと思います。

○柳本政務次官 環境庁におきましては、快適な環境づくりに向けて、身近な生活環境における不快なにおいを低減して、より快適な生活環境の実現を図ることを目指しまして、におい環境指針の作成に鋭意取り組んでいるところでございます。

平成七年の悪臭防止法の改正により追加されました国民の責務や国及び地方公共団体の責務の規定において、悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に取り組む必要性が規定されておりまして、これによりにおい環境指針の作成を行っております。

今後とも、快適なにおい環境の創造に向けて、必要な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤(謙)委員 快適なにおい環境づくりということで、私は、資料をめくつていまつたら、かおり環境教育というくだりがあります。あるいは、かおり植物緑化というようなフローチャートがあるわけありますけれども、私は、さきの委員会で、環境教育法を環境庁はつくるべきである、もしも環境庁がつくるなければ、議員立法でつくりますけれども、まさに環境庁がこの環境施策の中で取り組んでおられるかおり環境教育というのは、私にとっても大変いいアドバイスをいたいたなど

に積極的に取り組んでいきたいんだという、そうした熱意をお示しいただければと思います。

○柳本政務次官 私も、個人的には、におい環境指針といいますか、そういう方針については佐藤委員と同じ意見だと思っております。先生の御指摘のとおりでございます。

におい環境指針におきましては、身近な生活環境における不快なにおいを低減して、より快適な生活環境の実現を図るために、まず第一に、不快なにおいを低減し、臭気に関して望ましい環境を維持達成するためのいわゆる臭気環境目標というものを制定しております。第二に、自然の香りや地域の文化、歴史などにかかる香りを守り育てるためのかおり環境目標というものを定めることとしております。

これによりまして、地域の住民の方や事業者、行政が一体となって地域の快適なにおい環境を形成するための取り組みを進めていく、こういう方針で臨んでいきたいと思っております。

○佐藤(謙)委員 「かんきょう」という雑誌で、農水省の宮崎さんという方の「環境中の香りがもたらす快適性増進効果」というのが目にとまりました。人間というのは、五百万年の歴史の中で都市が出現したのはごく最近のことで、それまでは太古の野生の森や草原に生きてきた、そういうものに合わせた脳が機能して、神経系も、筋肉も、肺も、消化器も、肝臓も、感覚系も、みんな自然環境とともに進化をして、自然環境用につくられていたんだ、それをまさに証明するかのように、ヒバだと杉のようなそうした木材のチップから発散される香りを人間が吸収すると、血圧が低下して脳の活動も静まるということが実証されています。

今、都市の住民がみんな森の中へということは、これは無理でありますけれども、少しでも、この五百万年の人の歴史というものが、そのようにつくられている人間の体や感覚というものが、これからストレス漬けにならないためにも、私は、マイナスをゼロにするにおい環境ではなくて、快適なおい環境の創造というものに思っておりますが、先ほどの原稿を読むということではなくて、生の声で、ひとつこうのことではなくて、生の声で、ひとつこうのこと

て、ゼロをプラスしていく香り環境づくり、まさに環境庁がこれを推進していく、こうした中から環境庁が本当に環境省として国民の中に分け入っていくものになるんじゃないかなというこ

とを考えております。

それから次に、実は、悪臭防止法の改正の動機

のかなり強い部分は、最近あちこちで多発をしております野積みの廃タイヤの火災というものが動

機になっているのではないかなというふうに私は考

えておりますし、また、苦情の中で最も深刻なものというのは、そうした事故によって、平穏な地域での生活を失う市民が苦情を殺到させているのではないかなどというふうに思うわけであります。

新聞報道や何かを見てみると、例えば、昨年

一月に、栃木県の佐野市では二十万本の廃タイヤ火災があつて、鎮火までに九ヶ月かかった。私は、直接その廃タイヤの火災の現場というのを知りませんから、どれだけ地元の住民にとってはつらいものか、そしてまた、それが長期間にわたる

ものかというのを実感として感じることはできませんけれども、同じく新聞報道で、

一昨年一月に、群馬県の境町で実に約七十万本の廃タイヤ火災が発生して、二年間くすぶり続けた

という、とても信じがたいようなこと。そして、廃タイヤの問題を取り組んでいえば、ごく当たり前にそういうことがあるんだということを知れば知るほどに、この悪臭防止法の改正案が無力であつてはいけないなというふうに思うわけであります。

こうした大規模な悪臭原因の発生に対して、今回の中止案で本当に対応ができるのだろうか、対症療法ではなくて、抜本的にこうした問題に取り組まなければいけないとと思うわけですが、本法の改正案で対応ができるかどうかということ、さらには、この廃タイヤ問題に対して、今回の法改正の先にどういうシナリオ、どういう戦略を環境庁が持っておられるか、その辺の二点についてお示しいただければと思います。

○清水国務大臣 先生御指摘のように、最近、中古タイヤの火災、こういったものが多くて、そして悪臭苦情が非常にふえている、それが今回の法改正の一つの発端にもなったわけでございます。

従来ですと、タイヤ火災事故で悪臭が発生いたしましたが、現行の悪臭防止法では実効的な措置が講じられなかつたわけでございますけれども、

このたびの改正によりまして、まず、事業場設置

者に、事故の状況を市町村に通報するということが義務づけられた、そしてまた、市町村長が、今度は事業場の設置者に対しまして、応急措置命令を出すことができるようになりますことが明記されたわけでございまして、事故が起きたときにその措置を強化することができるということが明記されまして、これによりましてある程度、各地で発生いたしております野積みの廃タイヤの火災のような、とにかく悪臭を発生させるような原因が起きた場合には、それに市町村がまず効果的に迅速に対応できる、こういう仕組みができた

といふに考えて、そこまでございます。

○佐藤(謹)委員 まさにそれは、私もこの法律案を見ればわかることで、対症療法なんですね。こ

ういう事故が起きたら確かに手際よく措置できる

ということなんでしょうね。けれども、もっとほかに

この廃タイヤの火災から我々は学ばなければいけないことがあります。

最後に、やはりこの「かんきょう」という雑誌

の三月号に、東京都の環境科学研究所の岩崎さん

という方が、「低濃度臭気指数による環境臭気の把握」というタイトルで非常に重要な提案を二つ

されておられます。臭気指数というものがしっかりと位置づけられる嗅覚測定法というものがまさ

に確立される中で、全国あるいは世界の統一の測

定精度管理というものがきっちりとでき上がって

くるというのは大事なことだと思いますけれども

こうした臭気、においの評価方法を確立させ

ていくというのは大変重要なことですけれども、これが確立していくことなどが考えられる

かということで、岩崎さんから二つの提案がなさ

れております。

第一が、臭気環境アセスメントへの適用と

ことを言わせておられます。今の環境影響評価制

度の中でも、臭気が評価項目としてどういうふうに取り上げられているかというと、多くの地域住民

がにおいを感じない程度などの抽象的な表現が用

て、これはまさに、先ほど申しましたように、大量に廃棄物を発生させる我が國のあり方そのものを変えなければいけないというふうに考えるわけ

でございまして、これはぜひ、古タイヤをただ廃棄してしまうだけでなく、再利用できるような

方向をやはりもつときちんと考えていかなければ

いけないのでないか、こういうふうに考えてい

るところでございます。

○佐藤(謹)委員 確かに、この問題は環境庁だけがひとり取り組んで何ができるというものではないくて、他省庁との連携というものが大事だと思

います。対症療法でうまくいくからといういつも後ろ向きの対応だけではなくて、一歩進んで、今大臣からお話をありましたように、この廃タイヤの問題というのはもとほかにも原因があるわけ

ですから、そうしたものを見合いでとらえながら、どういうふうに法律や規制というものの中にこの問題をしっかりと位置づけていくかということを

どうか真剣に御検討いただければというふうに思

います。

最後に、やはりこの「かんきょう」という雑誌

の三月号に、東京都の環境科学研究所の岩崎さん

という方が、「低濃度臭気指数による環境臭気の把握」というタイトルで非常に重要な提案を二つ

されておられます。臭気指数というものがしっかりと位置づけられる嗅覚測定法というものがまさ

に確立される中で、全国あるいは世界の統一の測

定精度管理というものがきっちりとでき上がって

くるというのは大事なことだと思いますけれども

こうした臭気、においの評価方法を確立させ

ていくというのは大変重要なことですけれども、これが確立していくことなどが考えられる

かということで、岩崎さんから二つの提案がなさ

れております。

第一が、臭気環境アセスメントへの適用と

ことを言わせておられます。今の環境影響評価制

度の中でも、臭気が評価項目としてどういうふうに取り上げられているかというと、多くの地域住民

がにおいを感じない程度などの抽象的な表現が用

いられていて、定量的な評価には至っていないといふわけであります。しかし、これから、環境アセスメントの中で、こうした評価方法の確立とともに、さらに有効な手段で譲じていくことがで

きるのではないか、対象事業の事前調査や事後調査に対して、この一般環境臭気の評価方法が適用していただけるのではないかという提案があります。

一つは、これに対する大臣の御所見をいただきました。

それからもう一つは、臭気環境目標値設定への適用、つまり、行政的な目標値、環境基準的なもの設定に役立つ可能性があるのではないかと

御承知のように、今、水質汚濁や大気汚染や騒音は環境基準が設けられているわけでありますし、

その環境基準の達成のために、国、地方自治体などによつていろいろな環境対策が検討され、実施されてきているわけであります。しかし、臭気に

関してはまだ、排出基準が今回三つの地点で整備がされてきたものの、環境基準あるいは環境目標値は設定されません。それは臭気の測定方法が確立していかなければできないということであつたわけですから、ここまでの臭気の評価、測定方法というものの整備が進んでくれば、当然のことながら、こうした環境基準というものをつくつていくきっかけになるのかなというふうに考えていて、これは夢が膨らむというか、国民にとって大変ハッピーな展開になつていくのではないかというふうに思つておりますが、この二点について大臣はどういうふうにお考えか、御所見を伺えればと思います。

○清水国務大臣 私も、この「かんきょう」の特集号も拝見しているところでござりますけれども、今の岩崎さんの御質問に関して、臭気環境アセスメントについての御質問でございました。

環境アセスメントの中で、臭気についての評価手法がなかなか難しいというところでございました。

環

境アセスメントの中で、臭気についての評価

手法がなかなか難しいというところでございました。

これまでおりました規制基準よりも、快適な水準の

臭気環境目標を一般的の環境における環境アセスメ

ントの目標値として活用できるように、まさにこれらは検討をせひしてまいりたいというふうに思います。

それから、環境目標値の適用についてのお話でござりますけれども、臭気環境目標値につきましては、大部分の地域住民が日常生活においては感知しない程度を中途に設定するものでございまして、規制の基準値よりも良好なレベルで設定するということになります。すなわち、行政

的な目標値としては、環境基準的なものの設定というふうに考えておるわけでございまして、具体的には、例えば、環境モニタリングの目安というふうなことで十分活用できるんじゃないかということで、このことにつきましてはぜひもう少し検討を進めていきたいというふうに考えます。

○佐藤謙委員 こうした提案に対して前向きに検討していただければと思います。

昨今の永田町のきな臭さは臭気指数などのべらいかなんて思いながら、この悪臭防止法の改正案が、国民にとって心から受け入れてもらえるような法律になつてもう少しけれども、このことにつきましてはぜひもう少し検討を進めていきたいというふうに考えます。

○細川委員長 近藤昭一君。

○近藤委員 民主党的な近藤昭一でございます。

悪臭防止法の一部改正について幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、今私の先輩議員であります佐藤議員から、今回の法改正に至つた一番の大きな原因、対策の目的というのは、全国各地で発生しております廃タイヤの火災の問題ではないかという指摘があつたわけであります。が、今回の改正に至りました一番大きな原因を、どうおとらえになつているのかということをまずお聞かせいただきたいと思います。

○清水国務大臣 今回の改正案を提出いたしました一番の理由というのは、悪臭防止法が制定されてからおおむね減少傾向でございました悪臭問題に対します苦情が、ここ数年急激に増加してきて

いるということだと思います。これの要因は、先ほどから御議論ございました中古タイヤの火災事故等の問題、あるいは、やはり環境問題全体に対する国民の意識の高まりといったことがあるうかと思います。

そういうわけで、今回の改正におきましては、事業者の事故がありましたときに市町村長への通報を義務づけること、そしてまた、市町村長が事業者に対して応急措置命令を出すことができる

ようなことで事故時の措置を強化することにしたわけでございまして、これによって、かなり悪臭苦情に対応することができるのではないかと

いうふうに考へておるわけでございます。

もう一つの問題は、この四月から、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が施行されまして、悪臭防止法の規制及び測定に

関する事務が市町村に、自治事務になりましたといふことで、移管されたということもございまして、市町村が測定業務を円滑に実施する体制が求められている。これに対して、人の嗅覚を用いた臭気の測定業務を適切に行うことができる人に委託することができるということで、臭気測定業務

従事者の試験に関する事項などを法律に明記した、こんなよななことで、今の緊急対応のこと、それから臭気判定士の問題、このことが改正の背景にあるといふことがあります。

○近藤委員 大臣、ありがとうございます。

全国いろいろなところで廃タイヤの問題、さまざまの悪臭の問題が起きていて、旧来の法律ではなかなか迅速に対応できないところがある。そう考へておられる立派な方でございます。そして、事故時の応急措置命令の対象についても、規制地域内に事業場を設置する者に限つてございま

ます。

○近藤委員 大臣、ありがとうございます。

全国いろいろなところで廃タイヤの問題、さまざまの悪臭の問題が起きていて、旧来の法律ではなかなか迅速に対応できないところがある。そう考へておられる立派な方でございます。そして、事故時の応急措置命令の対象についても、規制地

域外に事業場を設置する者に限つてございま

す。

○近藤委員 大臣、ありがとうございます。

全国いろいろなところで廃タイヤの問題、さまざまの悪臭の問題が起きていて、旧来の法律ではなかなか迅速に対応できないところがある。そう考へておられる立派な方でございます。そして、事故時の応急措置命令の対象についても、規制地

域外に事業場を設置する者に限つてございま

す。

それで、指定地域以外で悪臭苦情が問題となつた場合にどうするかということになりますが、当該地域を管轄する都道府県知事が、地域の状況に応じて順次規制地域を拡大してきております。国としても、自治体から状況を聞いた上で、必要に応じて規制地域を拡大するよう自治体に助言するよう対応してまいりますが、市町村長も、具体的にこういうところで特定物質それから悪臭が出ていくということがあれば、県に物を申すことができますし、協議の場ができるという形になります。そういう形で、その考え方を入れて規制地域の拡大というのが可能になってくる。

それからもう一つは、一つの悪臭というのは、物事が起つてくる人間が感じる最初の段階でござります。そこが現実の問題としては、規制区域外のところで本当に多くのそういう悪臭に対する苦情が起きているということです。

そのことに關して、先ほどもちょっと御答弁があつたと思いますが、もう一度お聞かせをいた

だいたいと思います。やはり、きちんと実効あるものにするためには、少々これは私は疑問を感じざるを得ないわけがありますが、いかがでありますでしょうか。

だいたいと思います。やはり、きちんと実効あるものにするためには、少々これは私は疑問を感じざるを得ないわけがありますが、いかがでありますか。

○廣瀬政府参考人 お答えいたします。

悪臭による被害は、人に不快感、嫌悪感を与えることがありますので、悪臭による生活環境への被害が問題とならない地域、つまり、すばらしいにおいを持つている地域があるということを考えますと、規制が必要でないという考え方の地域もあるということですから、悪臭防止法では、悪臭を基本的にどうしようかという形で規制地域を考えていくということになります。

それから、悪臭が出てくる一つの原因物質というものがわかりますので、その辺のところを人間の生活の営みとあわせて考えていくということから考えれば、規制地域というのを設けていくと、いうことなのかもしれません。

しかししながら、先ほど指摘もありましたように、地域内と地域外の苦情の発生件数でいうところではないかというふうに考えております。

○近藤委員 お話を聞いておりますと、指定地域の拡大をしていく、あるいはさまざまな有機的なつながりの中で、ある種臨機応変に対応される

か、つまり、有機的な法律のつながりを持ちながり問題に対処していくことにつながっています。

例えば全体の苦情発生件数が百件ある、その中で指定区域外が五件とか十件とか非常に少ない割合ならよくわかるんであります。納得することでもあります。が、このいだいた資料の統計を見ますと、地域外の苦情の件数というものがかなりの数だということを考えますと、果たして

今のような御答弁でいいのかなと思うわけであります。

指定区域の拡大という、一般論というか抽象論はわかるのであります。が、例えばこの悪臭防止法の中でも、そういう地域指定の拡大を推進していくような理念を持った条文というのは、どこかにあります。

○廣瀬政府参考人 先生のおっしゃるとおり、問題になるところという感じを持ってござりますが、具体的に、今回臭気指数というのが導入されるのであります。

が、具体的に、今回臭気指数というのが導入されました。三つの排出、煙突から出る部分、それから敷地境界、そして水の関係というところが決まってまいりましたので、具体的に臭気指数を動かしやすくなつてきている。それから、複合臭という考え方があるということになつてきますの

で、今までとは違つた意味で、住民の苦情との対

話などを含めていたときに、地域指定ということをかなり考えていくことになるだらうと、いうふうに思っています。

それから、具体的に申せば、例えば札幌市は、全地域を臭気指数の形で指定地域にしていくという考え方を持つて、具体的に運用している部分がございます。つまり、絶えず住民の持っている苦情を受けとめながら、悪臭防止法を使いながら、より住民との対話を進むという考え方を持つて、市町村の体制で動いていくことが望まれているわけございまして、当然そのような流れへと移っていくもの、今回の臭気指数、三部分について詳しく決まりますので、そこを導入しやすくなっています。指定地域が多くなっていくといふ形になるだろうというふうに思っております。



してその意味では、私は非常に意義があると思うのですが、やはりあくまで初動体制、においの部分だけではなくて、そこから発生する有害物質と、対応していくかのようにお願いをいたしました。それが非常に全国で問題になっていると思うのです。そこをぜひお踏まえいただきまして、有機的に対応していただくようにお願いをいたします。

○細川委員長 藤木洋子さん。

○藤木委員 日本共産党的藤木洋子でございま

す。

ことしの三月、中央環境審議会が答申をいたしました「悪臭防止対策の強化のため講すべき方策の在り方について」というのでは、悪臭防止対策のために講すべき方策の一として、悪臭を生ずる物の野外焼却禁止に係る対策の強化というのを挙げております。

答申では、「悪臭防止法における悪臭を生ずる物の焼却の禁止規定について、規制地域以外での野外焼却に係る苦情の状況、自治体における悪臭が生ずる物の野外焼却禁止に係る条例の制定状況に鑑み、現行法では住居が集合している地域に適用が限定されているものを、当該地域以外でも住民の生活環境が影響を受ける場合には対応ができるようになります」と必要である。このように述べております。

この答申に対しまして、政府は、廃棄物処理法改正でほとんど措置される、だから今回の法案には盛り込まれなかつたと伺っております。

しかし、規制地域の指定は、全国の市町村のわずか五二%にすぎません。規制地域以外での苦情件数も、全体の一五%にもなっておりません。しかも、野焼きによる苦情件数というものは、区域別に見ますと、規制地域以外では一千三百十二件、これは実に二三・三%を占めているわけです。

そこで、大臣にお伺いをするのですが、規制地域以外で、有価物と称して、意図的に木材だとか合成樹脂などを野焼きした場合、今回の法改正で悪臭規制ができるのかどうか、お答えをいただ

きたいと思います。

○清水国務大臣 先生御質問の有価物の野外焼却、これにつきましては、規制地域内であれば、

定は盛り込まなかつたわけでございます。

なお、先生がおっしゃったように、悪臭防止法

現行の悪臭防止法の規制措置、例えば、改善勧告

でありますとか改善命令といったようなことがでありますけれども、しかし、規制地域外の行為につきましては、規制対象にはなりません。

規制地域外の野外焼却につきましては、地域の実情に応じまして、都道府県知事が速やかに規制地域を拡大するといったようなことで対応していくわけでございまして、国といたしましても、必

要に応じまして、指定地域を拡大するように自治

体に助言をしていくという仕組みになつていて

ころでございます。

○藤木委員 実は、こういった事例が今回も出で

いるというのは、先月の参議院の国土・環境委員会でも、山梨県大月市で、木炭の製造と称して木材廃棄物を焼却しているという問題が議論になつたところでござります。

確かに、現行法の十三条の規定では、「何人

も、住居が集合している地域においては、みだりにゴム、皮革、合成樹脂、廢油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を野外で大量に焼却してはならない。」としております。しかし、この条項には罰則の措置もございませんし、規制地域以外では何の実効性も確保できない、大臣が御答弁のとおりでござります。

そこで、何人も、公益上もしくは社会の習慣上やむを得ない焼却または影響が軽微である焼却の場合を除き、みだりに物を野外で焼却してはならないとして、罰則を科す、そういう措置を盛り込むことが必要ではないかと思うのですけれども、

その点はいかがですか。

○清水国務大臣 野外焼却行為につきましては、

今国会に提案されております廃棄物処理法の改正

案、これで焼却禁止の規定もございますし、罰則

もついているわけでござります。

却行為の禁止、違反者への罰則

うとする場合、これは周辺市町村長の意見を聞く

などしないといけないわけとして、指定の公示ま

す。

○藤木委員 それでは、滋賀県での具体的な悪臭問題について伺いたいと思います。

滋賀県内の産業廃棄物不適正処理事業対応箇

善命令によりまして、対応ができるということでおざいまして、今回の改正案には、罰則を伴う規定は盛り込まなかつたわけでございます。

なお、先生がおっしゃったように、悪臭防止法現行の悪臭防止法の規制措置、例えば、改善勧告でありますとか改善命令といったようなことがでありますけれども、しかし、規制地域外の行為につきましては、規制対象にはなりません。

規制地域外の野外焼却につきましては、地域の実情に応じまして、都道府県知事が速やかに規制

域を拡大するといったようなことで対応してい

くわけでございまして、国といたしましても、必

要に応じまして、指定地域を拡大するように自治

体に助言をしていくという仕組みになつていて

ころでございます。

○藤木委員 実は、こういった事例が今回も出で

いるというのは、先月の参議院の国土・環境委員会でも、山梨県大月市で、木炭の製造と称して木

材廃棄物を焼却しているという問題が議論になつたところでござります。

確かに、現行法の十三条の規定では、「何人

も、住居が集合している地域においては、みだりにゴム、皮革、合成樹脂、廢油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を野外で大量に焼却してはならない。」としております。しかし、この条項には盛り込まないということで判断したわけでござります。

○藤木委員 今の御答弁では、やはりカバーしきれない、そういうすき間が随分出てくるわけですね。

先ほども言わせていましたけれども、今回の改正案、タイヤ火災等の悪臭を伴う事故時の措置の強化として規定されている事故時の措置の義務化だとか通報の義務化、応急措置の命令の新設、罰則の適用というのはありますけれども、これはすばべて、規制地域内の事業場設置者を対象に、事故による規制基準を超える悪臭物質が発生した際に限って発動されるというものです。

しかし、何度も私申しますけれども、規制地域

ということで指定をされているのは全国のわずか

五一%、半数をちょっと超えるぐらいのことであ

りますし、規制区域外での苦情件数も全体の一五

%ですし、しかも、規制地域と規制地域外別の苦

情件数のうち、規制地域外の野焼きというのは一

千三百二十一件ございまして、これは実に二二・三

%に上っています。廃棄物最終処分場が三十二

件で五〇・八%を占めております。

また、規制地域外の地域を規制地域に指定しよ

うとする場合、これは周辺市町村長の意見を聞く

などしないといけないわけとして、指定の公示ま

す。

○藤木委員 それでは、滋賀県での具体的な悪臭問題について伺いたいと思います。

滋賀県内の産業廃棄物不適正処理事業対応箇

で一定の期間を要するわけです。ですから、規制地域外で野焼きが発生したという場合には、もう間に合わない、対応ができないということになると思います。

そこで、急いで規制地域の指定を進めるることは当然なんですけれども、規制地域が早急に指定できると、これにつきましては、規制地域内であれば、

地域の指定を

して、規制地域が指定できる住居

のを講ずる必要がある、このように考えますけれ

ども、大臣、それはいかがですか。

所数というのは、九九年の四月から十一月末まで八ヶ月間で、野焼きが五十五件、不法投棄などは二十九件、それから保管基準違反というのが三十九件、合計百二十三件になっております。

その中の一つに、栗東町にある株式会社R.D.エンジニアリングの産業廃棄物安定型最終処分場の問題がございます。私も現場へ行って調査をしてまいりましたけれども、ここには約四十万トンの廃棄物が埋められております。ことし一月、県の硫化水素調査委員会のボーリング調査で、わずか深さ九メートルの地点から、致死量の二十倍という一万五二〇〇ppmの硫化水素が検出されました。

この県の硫化水素調査委員会の見解では、一つに、一万五二〇〇ppmは通常の安定型処分場で発生する濃度とは考えにくい、二つには、原因究明と対策のために、高濃度区域の特定と九メートル程度までの掘削が必要である、三つ目には、高濃度区域に、作業者の安全性、付近への悪影響等がないように、ガス抜き管を敷設し、低濃度になるまで硫化水素処理を実施した後、掘削調査を行なうべきである。四つ目には、あわせてボーリングコアの分析が必要であるというものでございました。

現在は、除去設備を設置してガス抜きを開始しているところです。一方、ボーリングコアの分析結果を急いでおります。

そこで、早急に処分場全体での掘削調査などを行なって、人体に有害なガスなど発生するはずのない安定型処分場で、高濃度の硫化水素が発生しているその原因、それから汚染範囲、これを特定する調査というものをする必要があるというふうに思ふのですが、この点については、厚生省にお答えをいただきたいと思います。

さらに、これだけの高濃度の硫化水素が発生しているのですから、周辺住民とか環境に対する影響というのが心配されるところですが、これに対する環境庁の見解も述べていただきたい。

厚生省、環境庁の順でお答えをいただきたいと

思います。

○岡澤政府参考人 硫化水素は有機物の腐敗によって生じるガスでございますけれども、御指摘の安定型処分場では、基本的に有機性の廃棄物を持ち込ませないように規制を考えている、そのため、安定型処分場ではこういうことは起きないだろうというふうに想定されていたわけでござります。

しかし、実際には安定型廃棄物と一緒に有機物が混入されるような事例がございまして、全国的にもこうしたことが報告されておりましたので、平成十年の六月からでございますけれども、処分基準の規制を強化いたしまして、搬入する廃棄物については展開検査を義務づけること、また、有機物の着付するようなものについては持ち込ませないというふうな規制を徹底させたわけでござります。

しかし、御指摘の栗東町の産廃処分場のケースは、それ以前に埋立処分が行われたものでございましてので、何らかの理由によって硫化水素が発生しましたので、何らかの理由によつて硫化水素が発生されたというふうに考えられるわけでござりますので、御指摘のようになります。栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会といふものを設置いたしまして、この委員会において汚染の原因、汚染の範囲といふものを調査しているところでございまして、私どもとしてもそれを見守つていきたいというふうに考えております。

そこで、栗東町におきます産廃処分場の硫化水素にかかる悪臭苦情については、平成十一年十月ごろから発生し、同町で平成十一年十一月二十七日から、最終処分場敷地境界において硫化水素の簡易測定を毎日実施しております。

これまでの調査では、簡易測定ではかかるレベルの濃度は検出されていない。ということは、濃度レベルでいきますと、〇・一から六・〇ppmまでいっていないということになりますが、その

す。それに基づきますと、先ほど申した〇・二から六というところであれば不快感という感じのところが起つてくるという形でございまして、二〇ppmであれば刺激が強くなつて耐えられなくなります。

段階で、なおそのレベルまで達しない、つまり簡易測定でははかれないレベルのところになつてゐるということになります。しかしながら、その前の段階で、この問題が解決するまでの間、硫化水素にかかる測定を継続して実施していくますといふことになつております。

○藤木委員 環境庁、それじゃ困るんですね、もう本当に気分が悪いということでお住民から苦情が出ているわけですから。その辺のところをしっかりと認識をし直していただかなければなりません。

それから、厚生省が言られたのは、以前の分については有機物が混入する可能性があるんだと言つておまされたけれども、事業者は、有機物は入れていい、こう言つておられるわけです。ところが、この超高濃度の硫化水素発生の主な原因といふのは、結局、生ごみとか、それから廐油汚泥とか、人間や動物の血液や体液、こういったものを含むさまざまな腐敗性の有機物であるということはもう想像にかたくないわけですね。

一部に、硫化水素の発生は、廃棄物の中に木材だとかあるいは石こうボードなどが埋め立てられておいためだという見解も出ているようです。しかし、今回の北尾団地への流出事故というのでは、そんな木材などの腐敗によって生ずる硫化水素の量ではとても説明できない規模でありますし、かつ、メタノン、一酸化炭素ガスなど別の化学物質も大量に発生をしていることを考え合わせますと、

また、元従業員の方々からも、恒常に人間の血液や廐油、廐却灰、感染性医療廃棄物を埋めるという違法操業が続けられていたという数々の証言もございまして、それに裏づけられているわけですから明らかだと思います。

こうなりますと、安定型処分場として適正であらざります。

私は、R.D.エンジニアリングがどのようなもの

を埋め立ててきたのか、詳細な報告を求めるべきだと思いますし、汚染した廃棄物の撤去を前提にどうなりますと、安定期処分場として適正であるか否かということが問われるわけですから、これは埋め立てられている廃棄物そのものから十分判断できることじゃないんですか。

私は、R.D.エンジニアリングがどのようないうか否かということが問われるわけですから、これは埋め立てられている廃棄物そのものから十分判断できることじゃないんですか。

私は、R.D.エンジニアリングに対しまして、どういう廃棄物を埋め立てておられたのか、詳細な報告を求めるべきだと思いますし、汚染した廃棄物の撤去を前提にどうなりますと、安定期処分場として適正であるか否かということが問われるわけですから、これは埋め立てられている廃棄物そのものから十分判断できることじゃないんですか。

私は、R.D.エンジニアリングがどのようないうか否かということが問われるわけですから、これは埋め立てられている廃棄物そのものから十分判断できることじゃないんですか。

ね。この間に一万五二〇〇 ppmというのを検出しておりますと、同時にコアもとっているわけですね。もう三ヶ月以上経過しているわけです。ですから、これはぜひ急ぐべきだと思います。

この県のボーリング調査結果でも明らかのように、埋立地の中は高温でして、表面からわずか二メートル、この程度のところで最高温度が六十四度、こうしたことになっているわけです。最も低いところでも十五度です。四十五カ所の平均が二十五度というふうになつてゐるわけです。これは広い範囲で、どの深さでも高い温度になっているということになりますと、細菌が分解する腐敗性の有機物がいっぱい埋め立てられていることを示しております。大量の硫化水素やメタンの発生が何よりの証拠ではないでしょうか。

今回の流出事故のようだ、多様な化学物質が廃棄物の中で起きているということになりますと、発生する化学物質はガスだけではありません。プラスチック類と反応いたしまして発がん性の強い1・4ジオキシンなどの物質を合成いたしましたり、あるいはビスフェノールAなどの環境ホルモン類を溶出させるという可能性もないとは言えません。

ですから、環境庁にお問い合わせますけれども、地下水が汚染していないかどうか、ボーリング調査を行うとかあるいは池の生物調査など、十分に調べる必要があると思うのですが、いかがですか。

○岡澤政府参考人 周辺の地下水汚染に対する問題でございますけれども、最終処分場に係る技術上の基準というのがございまして、それに基づく命令によりまして、事業者が周辺の地下水が汚されないかどうかについて調査をしなければならないということになつておりますので、そこの発生がほとんどなくなつたということが見届けられた場合、またはガスの発生量の増加が二年以上わたつて認められない、こういうことを確認しています。

ね。この間に一万五二〇〇 ppmというのを検出しておまりまして、同時にコアもとっているわけですね。もう三ヶ月以上経過しているわけです。ですから、これはぜひ急ぐべきだと思います。

この県のボーリング調査結果でも明らかのように、埋立地の中は高温でして、表面からわずか二メートル、この程度のところで最高温度が六十四度、こうしたことになっているわけです。最も低いところでも十五度です。四十五カ所の平均が二十五度というふうになつてゐるわけです。これは広い範囲で、どの深さでも高い温度になっているということになりますと、細菌が分解する腐敗性の有機物がいっぱい埋め立てられていることを示しております。大量の硫化水素やメタンの発生が何よりの証拠ではないでしょうか。

今回の流出事故のようだ、多様な化学物質が廃棄物の中で起きているということになりますと、発生する化学物質はガスだけではありません。プラスチック類と反応いたしまして発がん性の強い1・4ジオキシンなどの物質を合成いたしましたり、あるいはビスフェノールAなどの環境ホルモン類を溶出させるという可能性もないとは言えません。

安定期最終処分場の構造基準及び維持管理基準というのでは、埋立地の外に廃棄物が飛散あるいは流出しないような必要な措置を講ずることというのを決めているんじゃないですか。また同時に、埋立地の外に悪臭が発散しないような必要な措置を講ずることを命じています。ところが、R Dエンジニアリングの処分場では、西側にも南側にも飛散、流出防止の対策はとられておりません。今回の硫化水素流出事件のように、有害ガスまでが廃棄物全体から大量に発散される、こういう状況を招いているわけです。この処分場は構造基準及び維持管理基準の違反が著しい状況と言わなければなりません。

そこで、この処分場は今までに大量の硫化水素が流出し続けているわけですから、廃止に当たつては、まずこの問題の根本的な解決が必要だと思ふのですが、厚生省の見解はいかがですか。

○藤木委員 事業所任せ、地域任せ、そんな気がいたします。今、ボーリングしているというのは、高濃度区域の調査になつてゐるんですよ。しかし、私が申し上げているのは、処分場全体の調査が必要だということなんですね。ですから、事業所が調査をしたその水質の調査の結果というものが要りづけられるような根拠を示すということがなければ、住民は信用できません。

安定期最終処分場の構造基準及び維持管理基準というのでは、埋立地の外に廃棄物が飛散あるいは流出しないような必要な措置を講ずることといふのを決めているんじゃないですか。また同時に、埋立地の外に悪臭が発散しないような必要な措置を講ずることを命じています。ところが、R Dエンジニアリングの処分場では、西側にも南側にも飛散、流出防止の対策はとられておりません。今回の硫化水素流出事件のように、有害ガスまでが廃棄物全体から大量に発散される、こういう状況を招いているわけです。この処分場は構造基準及び維持管理基準の違反が著しい状況と言わなければなりません。

そこで、この処分場の廃止につきましても、この基準に即して判断するということになると思います。

○藤木委員 今、硫化水素ガスの処理対策装置とス溶融炉の試運転などというのは論外でありまして、これは認めるべきではないといふことも申しますが、厚生省、どうですか。

○岡澤政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、現在、滋賀県において調査委員会を設置しておりまして、高濃度の硫化水素が発生した原因、それからこの後の対策について検討を行つております。しかしながら、この検討結果を踏まえまして、当然、滋賀県によりまして、基準に照らして適正な措置がとられるものというふうに考えております。しかし、この措置が適切かどうかにつきまして、国としては十分フォローして、相談させていただきたいと思います。

○藤木委員 ゼロ早急に原因物質を場外撤去させるという指導を強めていただきたいと重ねて要望しておきます。

そこで、悪臭から周辺住民の健康と生活環境を

守るという環境庁の立場として、厚生省とも協力ををして、周辺住民に被害を与えないよう、早急に解決を図っていただきたいと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○清水国務大臣 ただいまの件につきましては、政府参考人から御答弁いたしましたように、滋賀県において、専門家によります調査委員会が設置され、硫化水素の発生状況の現地調査でござりますとか、原因究明等について調査しているといふふう伺っております。環境庁といたしまして、必要も、県からも十分状況を聴取いたしまして、必要に応じ、悪臭防止の観点から必要な技術援助を行う等、協力して問題解決に当たりたいといふふうに思っております。

また、環境庁としては、平成九年十二月に安定型処分場で埋め立てることができる廃棄物を限定し、十一年六月には、廃棄物を搬入する際に中身をあけるような展開検査を義務づける等の最終処分場の維持管理基準の強化を図ってきたところでございますけれども、今後とも、必要な調査研究を行いまして、基準の見直し等必要な対策に取り組んでいくところでございます。

○藤木委員 ですから、厚生省は、安定型最終処分場で、有毒ガスの硫化水素の発生状況の一斉調査を始めているわけですね。この夏にも実態をまとめて報告をするということになっているわけですが、それでも、問題の処分場への改善指導をするところでも、問題の処分場への改善指導をするといふふうに聞いておりますが、私は、硫化水素の調査にとどまらないで、その他の有害ガスや有害物質もあわせて、安定型処分場の安全性、適正処理を調査すべきだ、このように思います。しかし、それはあくまでも全国約一千八百ヶ所の許可を受けた安定型処分場が対象となっているわけですね。

ですから、四月十八日に私が当委員会で取り上げた、やはり滋賀県大津市の真野北部土地改良区での残土にまぜた建設廃材などの不法投棄地域は、対象になっていないわけです。あの地域では、ごみがまじついて廃棄物と認定されなが

ら、残土が撤去されずに山積みされているという場所がございましたり、「ごみがまじつていながら放置されている」というところがたくさんあります。まさに産廃銀座と言われるよう、不法投棄のやり放題であります。しかも、悪臭防廃棄物と認定されない残土が、これまた山積みになつて放置されているというところがたくさんあります。まさに産廃銀座と言われるよう、三十二件になつております。

そこで、このような規制地域外で「ごみがまじつても廃棄物と認定されない建設残土、こういった捨て場から発生する悪臭についても早急に規制できるようにすべきだ」というふうに思いますが、大臣、どうですか。

○清水国務大臣 悪臭防止法というは、規制地域内におきます事業活動に伴つて発生する悪臭を規制するという性格のものでございます。したがいまして、規制地域外における事業活動に伴います悪臭は規制対象外になります。したがいまして、環境庁といたしましては、現在、規制地域外の地域につきまして、問題があれば、ぜひ地域の実情に応じて規制地域を拡大するということを助言しているわけでございます。

さらに、悪臭防止法第二十二条におきまして、法に規定するもののほか、条例で必要な規制を行ふことを認めているわけでございます。地方公共団体におきましては、法の対象とならない地域あるいは事業活動につきましても、独自の条例を制定して対処する例がございます。例えば管理基準を設定いたしましたり、施設の届け出制をつく地域外でございます。したがいまして、悪臭防止法に基づく規制措置を講ずることはできません。今の御指摘のように、そこで起きている悪臭といふのは、エンバイロテック周辺にあります豚舎から出る悪臭でございます。自身に対する苦情といふのは平成十年に一件申し立てられましたけれども、あとはやはり豚舎への苦情でございます。

○藤木委員 もう時間ですから、これで終わりますけれども、やはりすき間があるのですね。そのすき間の部分で住民が苦しんでいるわけです。でも、それ以外の場合にも、行政指導等によりまして対応を図つているところでございます。

○武山委員 お聞きましら大変な悪臭で、人間であればだれもが感じる悪臭だと思うのです。ああいう場合、私はこの悪臭防止法の対象にあす

し、対処もしていただきたいということを強く求めて、質問を終わらせていただきます。

○細川委員長 武山百合子さん。

○武山委員 自由党の武山百合子でございます。

早速悪臭防止法の一部改正に対する質問というほどしたいと思います。

最近、私は、神奈川県の厚木の米軍基地に行きました。大変ショックな悪臭に接してまいりましたが、なんですか。厚木の基地の悪臭とを照らし合わせまして、何がどう変わつていくのかということをぜひ政府として説明していただきたいと思います。

まず、厚木に行きましたら、大変な悪臭なんですね。環境庁長官も視察されたということで、あ

そこには産業廃棄物の事業をやっている方と、ちょうど隣に養豚経営、豚小屋が厚木基地の住宅の屋上から見えたのですが、養豚の豚舎というのですか、それと二つ、地域的にあるわけですね。

そこで、離れたところで視察した時点でも大変な悪臭だったのですけれども、この悪臭の視点から質問をしたいと思います。

この悪臭は、今回の法律によってなくなるのでしょうか、まずはお聞きしたいと思います。

○清水国務大臣 今先生御質問のエンバイロテックを含む周辺地域というのは、悪臭防止法の規制地域外でございます。したがいまして、悪臭防止法に基づく規制措置を講ずることはできません。

今、御指摘のように、そこで起きている悪臭といふのは、エンバイロテック周辺にあります豚舎から出る悪臭でございます。エンバイロテック自身に対する苦情といふのは平成十年に一件申し立てられましたけれども、あとはやはり豚舎への苦情でございます。

○武山委員 それは、苦情の申請によってそこを対象にしようという、苦情の申請によってなんでしょう。

大体、あそこへ行きましたら大変な悪臭で、人間であればだれもが感じる悪臭だと思うのです。

まあ、そういうことに対応できるような措置を

べきだと思って、感じて帰つてきた一人なんですが、規制外だから、規制内だからという線引きの基準は、いつごろ決まったのか。それに、現実にあいう悪臭であれば、規制外だからということ外とか言つていいれないと思うのです。

それで、このにおいては、この法律が通過しました。適用されるのは平成十三年からですね。そして、大変ショックな悪臭に接してまいったわけなんですか。その辺、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○清水国務大臣 その地域を規制地域にするかどうかというのは、これはあくまでも都道府県知事の御判断でございます。そして、その御判断のもと、やはり住民からの苦情等も参考にしている

ます。厚木に行きましたら、大変な悪臭なんですね。環境庁長官も視察されたということで、あ

そこには産業廃棄物の事業をやっている方と、ちょうど隣に養豚経営、豚小屋が厚木基地の住宅の屋上から見えたのですが、養豚の豚舎というのですか、それと二つ、地域的にあるわけですね。

そこで、離れたところで視察した時点でも大変な悪臭だったのですけれども、この悪臭の視点から質問をしたいと思います。

この悪臭は、今回の法律によってなくなるのでしょうか、まずはお聞きしたいと思います。

○清水国務大臣 今先生御質問のエンバイロテックを含む周辺地域というのは、悪臭防止法の規制地域外でございます。したがいまして、悪臭防止法に基づく規制措置を講ずることはできません。

今、御指摘のように、そこで起きている悪臭といふのは、エンバイロテック周辺にあります豚舎から出る悪臭でございます。エンバイロテック自身に対する苦情といふのは平成十年に一件申し立てられましたけれども、あとはやはり豚舎への苦情でございます。

○武山委員 もう時間ですから、これで終わりますけれども、やはりすき間があるのですね。そのすき間の部分で住民が苦しんでいるわけです。でも、それ以外の場合にも、行政指導等によりまして対応を図つているところでございます。

○武山委員 そうしますと、あそこの悪臭が、県の行政指導ということですけれども、今後この法

案が通りましたら、平成十三年施行ですね、実際の改正される部分というのは。しかし、一年もあるわけですから、県に行政指導、もちろんされるべきだと思って、感じて帰つてきた一人なんですが、規制外だから、規制内だからということ外とか言つていいれないと思うのです。

わけですけれども、例えば今回の法改正によりますと、臭気判定士という方々、試験する人、臭気をかぐ人、その人は近所から募集するというわけなんですね。それから、簡単な嗅覚テストに合格した六人がどのように感じるかという感じ方であります。この試験者というのは近所から募集するということなんですね。されど、例えはあそこの場合はあの近辺から募集するというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○清水国務大臣 必ずしもそう決めたわけじやございませんけれども、恐らくそういうふうになるだらうというふうに考えます。

○武山委員 例えば、そういう場合、これはある程度データがあつて、確実なデータから聞いた話です。信憑性は一〇〇%じゃないかと思いますけれども、何しろ環境のあたりのにおいといふのは、私が確かに四千頭と七百頭ですから、四千七百頭ですから、ほとんどあそこのにおいかなと今お話を聞いて思ふのですけれども、でも本当にどうなかなといふ、判断というのは聞いただけではわからぬと思うのです。実際にどちらかというの、両方も検査してみないとわからないというの、両方も検査してみないとわからないと思うのです。ですから、そういう意味では、両方も今後検査されると思うのです。その場合、環境庁はきっと行政指導するのでしょうか。

○清水国務大臣 実際に調べまして、もし問題があれば、当然のことながら指導をいたします。

○武山委員 問題があれば、言葉じりをつかまるようですが、問題はあると思ふのですよ。現実に大変なにおいですので、もうだれが見ても、行つても、確実に問題だと思います。あそこのにおいては、だれが行つても問題だと思います。人間であれば必ずあのにおいはうえつといふにおいですので、問題だと思います。

それは、されるということで、私は環境庁を信じたいと思いますし、行政指導を環境庁から受けられる神奈川県の方も信じておりますし、今後そ

の過程を、推移をきちつと見て、また報告もしていただきたいと思います。

そういう場合、臭気判定士が委託されて、そして臭気を判定するわけですが、それども、化学物質の物質だと思うのです。そういう化学物質もきちっと畜産関係なのか、これがどんな物質なのか、細かく、本当に針の穴までじゃなくて、大体、この臭気判定士というものはわかるものなのでしょうか。

○清水国務大臣 例えは農業が原因で出てきているにおいなのか、あるいは化学工場から出てきているにおいのか、というようなことは、かなりわかるそうです。

○武山委員 そうしますと、データを見ますと、全国で苦情の件数が、平成十年で二万件に達しておるわけですが、今、環境庁からの資料によりますと、全国で千八百人臭気判定士がいるということですね。ところが、二万件の現実に対応はとてもできない現状だと思います。

今後、どのように人をふやしていく、そして対応していくのでしょうか。

○清水国務大臣 今、臭気判定士が十一年度末で約千六百人だということござりますけれども、これから市町村が臭気測定体制をきちんと確保するため、臭気判定士をさらに増加しなければならないといふふうに私ども思つてゐるわけですが、規制区域外だから何をしてもいいといふ発想で必ず起り得ることだと思うんですね。その辺は、規制区域を少しづつふやしていくこうとしているのか、あるいはもっと広く大きな目で見ようとしているのか。

これだけ、平成九年から平成十年にかけて急激に五千件も苦情自体がふえてゐるわけですよ。中には我慢している人もいると思いますので、潜在的に見ましらもつと多いんじゃないかと思うんです。やはりその辺を大きな視点で見ないと、外だから、内だからといふ発想はいかがなものでしょか。

○清水国務大臣 この法律は事業活動に伴つて起きます悪臭に関して地域を指定しているわけですが、それが見つかるように、指定地域外でも悪臭苦情が問題になつてゐるんだからもつと広げたらいんじやないかといふふうに考へてゐるところでございます。

なあ、地方公共団体が直接測定を行う体制も充実させなきゃいけませんから、地方公共団体の職員を対象にした測定技術研修も行つてゐるわけでござりますけれども、これまことに千人の方々がそ

こうした方々を加えながら、今後とも臭気測定体制の充実強化を図つてしまりたいといふに考えてます。

○武山委員 それでは、例えは、今二万件あるのを減らすけれども、ちょっと時間がかかるて、今千人になりますね。そうしますと、この二万件が、来年、再来年と短期の日安で見ますと、これは確実に減りますね。そうしますと、この二万件が、来年、がテストに受かっている状態だ、二千六百人になりますね。そういう青写真があるので、青写真があるのを減らすだらうといふうに考えております。

○武山委員 そうしますと、規制区域を広げていくということですけれども、私は、もう危機管理で全部規制にしたらしいと思うのです。規制外だから規制内だからというよりも、これだけ件数が多いということは、もう危機管理で全部規制にしてしまえば何も問題ないわけですね。規制一つかえればいいと思うのですよ、全部を規制区域とすれば、規制区域外だから何をしてもいいといふ発想で必ず起り得ることだと思うんですね。その辺は、規制区域を少しづつふやしていくこうとしているのか、あるいはもっと広く大きな目で見ようとしているのか。

これだけ、平成九年から平成十年にかけて急激に五千件も苦情自体がふえてゐるわけですよ。中には我慢している人もいると思いますので、潜在的に見ましらもつと多いんじゃないかと思うんです。やはりその辺を大きな視点で見ないと、外だから、内だからといふ発想はいかがなものでしょか。

○清水国務大臣 この法律は事業活動に伴つて起きます悪臭に関して地域を指定しているわけですが、それが見つかるように、指定地域外でも悪臭苦情が問題になつたときには、当該地域を管轄する都道府県知事が地域の状況に応じて順次規制地域を

拡大する、この方向で今まで進んできたわけでござりますし、国といたしましても、自治体から状況を聞きまして、必要に応じて規制地域を拡大する方向で自治体に助言しているわけでございまして、今後ともそういう方向で進んでまいりたいというふうに思つております。

○武山委員 そうしましたら、厚木基地の周辺のは自治体 자체がほとんど対応していないかたんじやないかと思うんですね。あんなひどい状態で今まで放置されていたというか、ほつたらかしておいたというか、何しろ手をこまねいて何もしないかったという状態であろうと思うんです。それで、時間がかかればかかるほど悪臭というのはひどくなつて、対応がおくれているというふうに私は認識しているんですけども、環境庁は、その辺はどういうふうな指導をしたんでしょうか。

○清水国務大臣 先生の御指摘でござりますけれども、では、今具體的に苦情の状況がどうなつているかといいますと、エンバイロテックに関しましては、平成十年に一件ございました。十一年にはゼロでござります。養豚場に関しては、平成十年で八件、それから十一年になりますて一件とあります。その後、八件、それから十一年になりますて一件とあります。

この問題につきましては、当然のことながら、例えば、エンバイロテックに対しましても、悪臭の発生については注意して作業を行つよう指導しておられました。養豚場のところでは遮へいしたり、いろいろ行政的に指導している。確かに指定地域ではございませんけれども、そういった問題が出たときに具体的な行政指導をしているということを申し上げたいと思います。

○武山委員 今のお話を聞いて、エンバイロテックの方が一件で、養豚の方が八件だと。日本人は臭覚が劣つたんでしょうね。信じられない人数ですよね、無関心というか、人のことだと思つていてるのか。ぜひ環境委員会の委員長も行って現状を見つかりたいと思います。申請がそれだけだからといってあれをほつておくんだとしたら、では日本の環境行政は何なんだと問われると思うん

ですね。申請されないから、されたからというよりも、現実にそうであるというものに対しても、やはり積極的に対応していくべきだと思います。

これが日本の環境行政だと思うんです。それから、命令違反に対する罰則ですけれども、では、あそこが今後そういうことに対してきちんと対応しなかった場合はどんな罰則の規定があるんでしょうか。

○清水国務大臣 これが指定地域になりますれば、罰則としまして一年以下の懲役それから百万円の罰金がございます。

○武山委員 命令違反がそういう罰則があるとううことで、環境庁長官は百万円の罰則でそういう違反者が減ると思いますか。

○清水国務大臣 罰則をつけたら減るかどうかと上がるようにしていくわけになりますけれども、罰則があるからではなくて、やはり私どもいたしまして、そして実効が定地域内の事業所の方々には、当然のことながら、この趣旨を徹底させながら、御協力いただくということをしていきたいというふうに思っております。

○武山委員 この法改正を受け、市町村、県、この対応がやはり一番大事だと思うんです。現実に國の方はやはりそこまで目を行き届かせるといふことは大変だと思うんです。地方に例えば環境の出先機関があるわけじゃありませんし、そういう意味では、市町村、県の対応がやはり一番大事だと思いますので、最後に環境庁長官がおっしゃった周知徹底させるということがやはりまず第一の役割だと思いますので、ぜひ環境行政上やっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○細川委員長 中川智子さん。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。悪臭防止法の一部を改正する法律案について質問したいと思います。

私も、ここ半月ばかりの間に、近所といつてもかなり離れているんですが、歩いて三十分ぐらいのところに工場が一つあって、近辺の何人かの友人が、中川さんはここに立っていてちょっと何かにおいを感じないかと言われたんです。くんくんやり日常的にそこに暮らしていて、風の向きとかいろいろなことで非常ににおいが気になる、そして特に子供たちが臭いと言うとかいうふうな感じで、においていうのは人によっての感じ方。また、日本人というのは、だんだんうまくできたり、なかなかいませんですが、こんなふうに悪臭が問題になる時代になってきて、花粉症も一方でひどくなってきて、鼻がきかないとかいろいろそういうふうになってきて、人間の体というのは本当に複雑だし、においていうことに対しては非常に個人差もあると思うんです。

私は、昔、私たちが子供のころというのは、非常に気になるとか不快なにおいとかありますからとか、そのにおいの原因というのがある程度自然の循環の中でやむを得ないにおいとして、発生が割とわかる、目に見えるということで余り不安も抱かなかったと思うんですね。

最近のにおいていうのは、何のにおいだかよくわからない、そして心理的にそれが自分の体にとつて非常によくないんじゃないかな。非常に不快感とか嫌なにおいだというふうに、プラスアルファ、このにおいを自分が吸うことによって自分

の健康にやはり被害が出てくるんじゃないかな。根っこがわからない、何が原因になつてこういうにおいが発せられるのかわからぬといふところが、やはり人々の不安を呼ぶ大きな原因だと思つています。

ですから、今回の法律が、一步前進ではありますけれども、やはり情報公開というか、においの不快感、そして健康被害のいろいろな不安とかということに対して、においてはどのようにお考え

体何をつくついて、何ゆえにこういうふうなにおいを近辺にばらまいているのかということと、

でどうですか。

○清水国務大臣 まず一つ、事業者の責務規定をどうして設けなかつたのかという御質問でござりますけれども、実は環境庁におきまして、この法案作成に当たりまして、これを入ることを検討したわけでござりますけれども、あらかじめ地域を指定して、そして規制を行う制度をとつております現行の悪臭防止法の体系とすべての事業者の責務規定を明定することについては、必ずしも法

制上整合性がないというふうな御判断もございまして、そういう意味で、今回は改正案には盛り込まれなかつたということでございます。

それから、もう一つの野外焼却の部分につきましては、これは、今回出されました廃掃法の方の手当てで十分対応できるという判断がございまして、盛り込まなかつたということでございます。

○中川(智)委員 廣瀬保全局長にちよつと伺いましたが、なぜそのにおいがそこから発せられるのかとか、そのにおいの原因というのがある程度自然の循環の中でやむを得ないにおいとして、発生

が割とわかる、目に見えるということで余り不安も抱かなかったと思うんですね。

最近のにおいていうのは、何のにおいだかよくわからない、そして心理的にそれが自分の体にとつて非常によくないんじゃないかな。非常に不快感とか嫌なにおいだというふうに、プラスアル

ファ、このにおいを自分が吸うことによって自分

の健康にやはり被害が出てくるんじゃないかな。根っこがわからない、何が原因になつてこういうにおいが発せられるのかわからぬといふところ

が、やはり人々の不安を呼ぶ大きな原因だと思つています。

○中川(智)委員 答申の中身は大きくて四つの柱

というのがあると思いますけれども、柱のうちの二つ、今の質問の関連ですが、大臣の答弁の中で、答申を踏まえて今回の法案がまとめられたと

御指摘のようだ、今回の悪臭防止法の改正にいたしましても、ことしの三月に中央環境審議会の答申をいただいたわけでございまして、この答申を踏まえて今回の法案をまとめたわけでござります。

御指摘のようだ、今回の悪臭防止法の改正にいたしましても、ことしの三月に中央環境審議会の答申をいただいたわけでございまして、この答申を踏まえて今回の法案をまとめたわけでござります。

○中川(智)委員 答申の中身は大きくて四つの柱

というのがあると思いますけれども、柱のうちの二つ、今の質問の関連ですが、大臣の答弁の中

で、答申を踏まえて今回の法案がまとめられたとおっしゃいましたが、事業者の責務規定の部分と

野外焼却の禁止規定の強化というものが盛り込まれていない、これが今回の法律になぜ盛り込まれなかつたのかということが私は大いに疑問としてございますが、これに対してはどのようにお考え

それから、廃掃法の基本的な措置のところは県の方の権限に移っておりますので、当然、においを感じて、市町村長が住民の健康を守る形からも意見を申すことができるという形になりますから、今回の廃掃法の改正と悪臭防止法の改正をすることによって、市町村長の法の運用の仕方はより的確になるというふうに理解しております。

○中川(智)委員 わかりました。

では次に、今回、私ものこの法案を伺ったときに、臭気判定士という仕事がこの世にあるのだとうのを知ったのですが、もう既に千七百人近くの方がいらっしゃるということなんですね。この臭気測定業務従事者、いわゆる臭気判定士に関する制度の法律への規定は、今年三月の中環審の答申にある臭気指数測定体制の充実強化を図るためにいうようなことで理解していいのかどうかを伺いたい。柳本政務次官にお願いいたします。

○柳本政務次官 お答えいたします。

この四月から、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、悪臭防止法の規制及び測定に関する事務が市町村の自治事務となることから、市町村による測定体制の整備が求められているところでございま

このため、市町村長の測定業務の円滑な実施に資するよう、人の嗅覚を用いて悪臭の測定を適正に行うことのできる者に係る試験に関する事項などを規定することによりまして、臭気測定業務従事者、いわゆる臭気判定士でございますが、この改正案の内容は、先生御指摘のとおりございまして、中央環境審議会答申にある臭気指数測定体制の充実強化に対応したものでござります。

○中川(智)委員 わかりました。五年前にこの悪臭防止法が改正されたときに、特定悪臭物質規制测定体制の充実強化に対応したものでござります。

臭気指数規制というのが導入されていますけれども、このときに中環審の答申がありまして、その中に複合臭という言葉がありまして、複合臭に対する必要があつたためというふうに出されています。しかし、その複合臭というのがどういうものか、ちょっとと言葉で説明していただきたいと思います。

○廣瀬政府参考人 複合臭というのは、さまざま

な原因物質がまじり合った臭氣でございまして、悪臭原因物質が複数あると、相互作用することによつて単独の悪臭原因物の場合よりも人の嗅覚に強く感じられる、つまり、単独のアンモニア臭よりも、別なものがまじつた場合にはもつと強く人間は悪臭として感じることがあるということです。

そして、複合臭に対する苦情については、アンモニア等の単独物質の濃度に対する規制では対応が困難ということになります。においてを全体としてとらえる嗅覚測定法を用いた規制によって、的確な対応が可能になります。

モニア等の単独物質の濃度に対する規制では対応が困難ということになります。においてを全体としてとらえる嗅覚測定法を用いた規制によって、的確な対応が可能になります。

そこで、複合臭に対する苦情に即応した形での対応がしやすい、それから、苦情を出した人たちも改善度を臭気判定の中でよくわかつてくるという形になります。ですから、対策についても、より簡単な方法で臭気指数をとつて臭気判定士が動きますので、対策一つについての効果についてもかなり具体的に評価しやすくなるという形になります。

このため、市町村長の測定業務の円滑な実施に資するよう、人の嗅覚を用いて悪臭の測定を適正に行うことのできる者に係る試験に関する事項などを規定することによりまして、臭気測定業務従事者、いわゆる臭気判定士でございますが、この改正案の内容は、先生御指摘のとおりございまして、中央環境審議会答申にある臭気指数測定体制の充実強化に対応したものでござります。

この改正案の内容は、先生御指摘のとおりございまして、中央環境審議会答申にある臭気指数測定体制の充実強化に対応したものでござります。

苦情実態によく適合する手法として普及を考えたわけございまして、条例、要綱では、平成十一年度末時点で四十四の都それから道、県、市において取り入れられております。一方、悪臭防止法においては、平成七年に嗅覚測定法に基づく臭気指数規制が導入されまして、現在までに法律に基づく臭気指数規制を採用している自治体は三市でございます。

○中川(智)委員 やはり住民の苦情とか、そして

身近な環境の問題に対応するというのは、地方自治体が本当に身近に対応できると思うんですが、今の局長の御答弁を伺っていますと、非常に少ないというふうに思います。

中環審の答申によれば、「地方自治体が臭気指

数規制の導入を円滑に実施できるよう国が適切な支援を行つ必要がある」というふうにして、いましては、市町村職員に対する研修会の開催、また臭気指数測定マニュアルの作成による技術的支援等を行うこととしております。

また、市町村が必要に応じ測定を外部に委託できるようにするために、平成十一年度末で約千六百人の臭気判定士を、今後、規制地域を拡大する自治体が増加をする見込みであることを勘案いたしまして、おおむね五千人程度の人数とする必要があるものと想定をいたしております。このたたましても、指定を広げていただくという方向で指導いたしますということを申し上げたわけでございまして、そういう方向に行こうかと思います。

ただ、もう一つの問題は、先生も御指摘いたしました、臭気判定士がこれから活用されてくる地域で指定を広げていただくという方向で指導いたしますということを申し上げたわけでございまして、そういう方向に行こうかと思います。

地域というのがあって、そして、私もこの間厚木には行ってまいりました。規制地域というのは、私は、後追いではなくて、このような要員に対する人々の不安及びさまざまな苦情を解決するには、まず日本全体で取り組むというのは当たり前のような気がしますし、厚木なども規制地域には入っていない。苦情に対するのは今のところそういうふうに対応しているけれども、やはりそれはなつていく方向で、今回クローズアップされた厚木なら厚木で、なつていくといふうに長官はお考えなんでしょうか。そして、私が申しますようになりますが、長官の御見解を伺いたいと思います。

○清水国務大臣

悪臭防止法の性格がやはり事業活動に伴つて起きます悪臭をいかにするかというようなことから発想しておりますし、地域を指定しながらやらなければいけないということでもございます。ですが、長官の御見解を伺いたいと思います。

○薄木国務大臣

悪臭防止法の性格がやはり事業活動に伴つて起きます悪臭をいかにするかというようなことから発想しておりますし、地域を指定しながらやらなければいけないということでもございます。ですが、長官の御見解を伺いたいと思います。

ただ、もう一つの問題は、先生も御指摘いたしました、臭気判定士がこれから活用されてくる地域で指定を広げていただくという方向で指導いたしますということを申し上げたわけでございまして、そういう方向に行こうかと思います。

は、できるだけ指定地域を広げていくという方向で進めていきたいというふうに考えます。

○中川(智)委員 どうもありがとうございます。

○細川委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○細川委員長 この際、本案に対し、藤木洋子さんから修正案が提出されております。

本修正案について、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。藤木洋子さん。

悪臭防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○藤木委員 藤木洋子でございます。

私は、日本共産党を代表して、議題となつておられます悪臭防止法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を説明いたします。

修正案は、既にお手元に配付されておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。

その内容は、今回の法改正によるタイヤ火災等の悪臭を伴う事故等の措置の強化や現行法第十三条の規定では規制できない規制地域以外での野外の焼却を規制するため、何人も、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を、公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない場合または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な場合を除き、野外で焼却してはならないとして、同規定に違反した者に罰則を科すものです。

以上、委員の皆様の御賛同をお願いして、趣旨説明を終わります。

○細川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○細川委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、悪臭防止法の一部を改

正する法律案及びこれに対する藤木洋子さん提出の修正案について採決いたします。

まず、藤木洋子さん提出の修正案について採決いたしました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細川委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○細川委員長 次に、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において協議してまいりましたが、本日、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得ましたので、委員長から、本起草案の趣旨及び内容を御説明申しあげます。

それでは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案の起草につきまして、私からその趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、国や独立行政法人等における環境物品等の調達推進について、国が基本方針を定める」ととしております。

その上で、国会、裁判所、各省庁や独立行政法人等の各機関は、基本方針に即して作成する毎年

が経済社会活動のさまざまな分野から発生する環境負荷の増大に由来するという特徴を有しております。これらの問題を解決するためには、経済社会のあり方を環境負荷の少ない姿に変革していく必要があります。

こうした中において、需要側にある購入者が、環境負荷の低減に資する物品やサービスの積極的な購入、すなわちグリーン購入の拡大を図ることは、供給側にある生産者の環境負荷の低減のための行動を加速させ、持続可能な社会への変革を図る上で極めて有効な手段であります。

折しも、今国会において審議中の循環型社会形成推進基本法案やリサイクル関係法案による循環型社会の形成を推進するためにも、需要側に関する施策は重要であります。

とりわけ、環境保全という公益実現に大きな責任を持ち、かつ、購入者としても大きな地位を占める国等の公的部門が率先して、低公害車、低電力型のコピー機、再生コピー用紙などの環境物品等の調達を進め、これを呼び水として我が国全体の需要を転換していくことが有効であります。

しかしながら、政府が平成七年の閣議決定により実施している率先実行計画による取り組みは、いろいろな制約からいま一つ十分な成果が上がっていない状況にあります。

これらの状況にかんがみ、国等の公的部門による環境物品等の調達を推進するとともに、情報の提供等を通じ環境物品等への需要の転換を促進することを目的として、ここに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案を起草した次第であります。

次に、この起草案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

法律案

〔本号末尾に掲載〕

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案を委員会の成案と決定し、これを委員長

度の調達方針の中で、具体的な環境物品等の調達の目標等を定めて、調達を行うとともに、年度の終了後、調達の実績概要を取りまとめて、公表することとしております。

さらに、環境大臣は、各省各庁の長等に対し、調達の推進上特に必要な措置を要請することがあります。

このこと、各機関は、環境物品等の調達推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮することとしております。

第二に、地方公共団体については、地方分権という時代の要請を踏まえつつ、地域の実情に応じて、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、それに基づき物品等の調達を行つよう努めることとしております。

第三に、民間部門における取り組みを促進するため、環境物品等に関する情報の提供について、まず、物品の製造事業者等は、その製造する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努めることとしております。

また、環境ラベル等の情報提供を行つ者に対して、科学的知見及び国際的整合性を踏まえ、有効かつ適切な情報提供に努めることとしております。

さらには、国は、環境物品等に関する情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供体制のあり方について検討を行つこととしております。

なお、この法律の全面施行は平成十三年四月一日からとし、その準備のための国的基本方針の策定等の施行は同年一月六日からとしております。以上が、本起草案の趣旨及び内容の概要であります。

会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細川委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

○細川委員長 なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○細川委員長 次に、内閣提出、循環型社会形成推進基本法案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る四月二十八日に既に終局いたしております。

この際、本案に対し、小林守君及び藤木洋子さんから、おのの修正案が提出されております。

順次趣旨の説明を聴取いたします。小林守君。循環型社会形成推進基本法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○小林(守)委員 ただいま議題となりました循環型社会形成推進基本法案に対する修正案につきまして、民主党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、循環型社会形成推進計画について、そ

の責任を明確化し、策定手続を民主化する観点から、その原案を環境省が策定し、中央環境審議会の審議を経て公告綱領手続に付し、広く国民の意見を求めた上で、国会承認とすることでありま

す。循環型社会形成推進計画の重要性から、このような手続を経ることが適当であると考えます。

経済的な可能性を無原則に認めれば、環境第一に、物質循環を技術的かつ経済的に可能な場合に限って行うこととなっているところを、技術的に可能であればそれを行うことあります。経済的な可能性を無原則に認めれば、環境

負荷の増大が避けられません。技術的に可能な場合には極力リサイクルを進めるべきであります。

第三に、経済的措置については、その必要性が認められる場合には、適切な措置を講ずることとしております。経済的措置の必要性、有効性については、特段異論のないところであると考えられます。

第四に、統計の整備についてであります。循環型社会の構築のためには、マテリアルフローを正確に把握する必要があることから、その統計の整備を法律上明確に位置づける必要があるからであります。

第五に、廃棄物・リサイクル行政の一体化についてであります。廃棄物・リサイクル行政の統割りによりさまざまな問題を引き起こしていることから、そのあり方について検討することとしております。

以上が修正案を提出した趣旨と内容であります。民主党は、本来であれば廃棄物処理法と再生資源利用促進法の統合による総合的な法律の制定がベストであると考えますが、現在の基本法案で不備であると考えられたところに絞つて修正案を作成させていただきました。

何とぞ、趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○細川委員長 次に、藤木洋子さん。

循環型社会形成推進基本法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○藤木委員 私は、日本共産党を代表して、議題に対する修正案の趣旨を説明いたします。

修正案は、既にお手元に配付されておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。

その内容は、第一に、廃棄物等の発生抑制が最も優先され、有害物質を含む製品が流通に置けないようになります。経済的な可能性を無原則として、原材料、製品

等が廃棄物等となることを抑制することが最も優先されなければならないこと。また、有害物質を含む製品が適正に循環的な利用または処分ができる場合、製造、販売等ができないこととするもので

です。

第二に、拡大生産者責任による製造事業者等の責任を明確にするため、事業者の事業活動に当たって講すべき措置を規定し、事業者がみずからへの負担を低減しなければならないこと。また、事業者は、デボジットにより製品、容器等の回収を促進し、処分または排出等による環境への支障の除去及び原状の回復措置を講じなければならぬこととするものです。

第三に、循環型社会形成推進基本方針に廃棄物等による問題を解決することとしております。

本方針その他の計画が本法の基本方針を基本として策定することとし、これと矛盾し、または抵触するものを抑制するための施策、目標及びその達成すべき年度等を盛り込み、二〇〇二年一月までに策定すること。また、再生資源利用促進法等の基本方針その他の計画が本法の基本方針を基本として策定することとし、これと矛盾し、または抵触するものであってはならないこととするものであります。

第四に、循環型社会の形成を都道府県段階でも実効あるものとするため、都道府県が住民及び民間団体で組織する循環型社会形成推進委員会の意見を聞き、計画を策定するものとし、都道府県が事業者に廃棄物等の管理の改善措置等を命ぜることができるものとすること。また、形成推進委員会は、調査、監視、勧告できるものとするものであります。

第五に、情報の公開と住民の参加による循環型社会の形成を促進するため、循環型社会形成推進委員会への民間団体等の参画、公聴会の設置により民間団体等の意見を聞き法令案の作成をしなければならないとするものです。

以上、委員の皆様の御賛同をお願いして、趣旨説明を終わります。

なお、民主党がお出しになった修正案について

も、本法を一定前進させるものであるとの評価か

ら、賛意を表するものです。

○細川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○近藤委員長 これより原案及びこれに対する両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

○細川委員長 私は、ただいま議題となりました循環型社会形成推進基本法案に對して、反対の討論を行ふものであります。

本法案は、二〇〇〇年を循環型社会元年と称して、持続可能な循環型社会を目指す政府の目玉として閣議決定されたものであります。しかし、その内容は、精神的、訓示的な規定に終始し、環境基本法、基本計画の域を全く出ていないばかりか、廃棄物・リサイクルの縦割り行政を追認するだけであり、現在の廃棄物・リサイクルに関する問題点に正面からこたえることなく問題を先送りするなど、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会からの脱却を真剣に目指している法律案とは到底思えないと言わざるを得ません。

私たち民主党は、このような基本的枠組みを定める法律案を別途設けるのではなく、廃棄物処理法と再生資源利用促進法を統合した、資源循環・廃棄物管理法をつくるべきであるとの立場から、政策提言を発表し、現在パブリックコメントを行っております。

私たちには、少なくとも、現在の廃棄物・リサイクルに関する各種の問題を解決するためには、廃棄物の定義を変更する必要があること、産業廃棄物と一般廃棄物の区分を見直す必要があること、リサイクル施設にも廃棄物処理施設と同等の環境関連規制を行うべきこと、排出者責任を徹底すること、製造者の責任を具体的に示し、規制のあり方について提示することが必要であるとの認識に立つて政策提言を行つてゐるところであります。このような具体的な問題点に対しても、この基本

法案はどの程度の解決能力を持っているのでありますか。豊島事件のような悲惨な事件を一度と起さないような、各地での紛争を解決できるような、そんな法案になっているのであります。うか。答えは残念ながらノーであります。

かといって、国民の意見を十分に反映でき、民主的な手続による計画策定手続にもなっていません。この法案の核心とも言える基本計画が、国会の関与もないまま決められ、循環型社会のあり方を決定づける基本計画が、「行政主導で決められていいくなど、本当に循環型社会への転換を国全体として自指すつもりがないと言わざるを得ないような計画策定手続となっております。

国民の皆さんが求めているものは、廃棄物どりサイクルを一体化したドイツの循環経済法のような法律であって、精神的・理念的な枠組み法ではありません。省庁縦割りを許し、環境庁の権限内で法案をつくってしまった与党の責任は大きいと言わざるを得ません。民主党政権が実現した場合には、廃棄物・リサイクルを一体化した資源循環・廃棄物管理法案を制定し、真の循環型社会をつくり上げることをお誓い申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。(拍手)

○細川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○細川委員長 起立多数。よって、本案は原案の方を決定づける基本計画が、「行政主導で決められていいくなど、本当に循環型社会への転換を国全体として自指すつもりがないと言わざるを得ないような計画策定手続となつております。

○細川委員長 本修正案は否決されました。

○細川委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次に、小林守君提出の修正案について採決いたします。

○細川委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○細川委員長 起立多数。よって、本案は原案の方を決定づける基本計画が、「行政主導で決められていいくなど、本当に循環型社会への転換を国全体として自指すつもりがないと言わざるを得ないような計画策定手続となつております。

○細川委員長 おり可決すべきものと決しました。

○細川委員長 お諮りいたします。

○細川委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

十一条の次に次の二条を加える。

第十九条 第十四条の規定に違反した者は、五

十万円以下の罰金に処する。

第三章中第十七条を第十九条とし、第十三条から第十六条までを二条ずつ繰り下げる改正規定中「第十二条を第十四条に改める。

第十二条の改正規定の前に次の二条を加える。

第十三条を削る。

第十一條を第十四条とする改正規定中「第十四

条」を「第十五条」に改める。

第二章中第十二条の次に二条を加える改正規定中「二条」を「三条」に改め、第十三条の次に次の二条を加える。

(悪臭が生ずる物の焼却の禁止)

第十四条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油

その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物として政

令で定める物を、次に掲げる場合を除き、野外

で焼却してはならない。

一 他の法令又はこれに基づく処分による場合

二 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない

場合は周辺地域の生活環境に与える影響が

軽微な場合として政令で定める場合

附則第二条中「第十二条及び第十三条」を「及

び第十二条から第十四条まで」に改める。

二条の改正規定の次に次のように加える。

第一条中「事業活動」を「事業活動等」に改める。

第二十五条の改正規定及び同条を第三十一条と

する改正規定中「第十八条又は第二十九条」を

「又は第二十八条から第二十九条まで」に、「第二十

一条」を「第三十二条」に改める。

(定義) 第二条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

一 再生資源その他の環境への負荷(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の低減に資する原材料又は部品

二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用してこと、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

三 品を利用してこと、使用に伴い排出される役務

四 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政

省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下

同じ。)のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

三 この法律において「各省各庁の長」とは、財政

法(昭和二十一年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

四 (国及び独立行政法人等の責務)

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務

(以下「物品等」という。)の調達に当たつては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予

算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選

押するよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換を促進する意義に關する事業者及び国民の理解を深めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民が相互に連携して環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社會的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るために措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

(環境物品等の調達の基本方針)

第六条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならぬ。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向
- 二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類(以下「特定調達品目」という。)及びその判断の基準並びに当該要事項
- 三 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等(国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。)と協

議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製

造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることから、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

(環境大臣の責務)

5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、速やかに、基本方針を公表しなければならない。

6 前三项の規定は、基本方針の変更について準用する。

(環境物品等の調達方針)

第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長(当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。)は、毎年

度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定調達物品等の当該年度における調達の目標
- 二 特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標
- 三 その他環境物品等の調達の推進に関する事項

3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

第八条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(環境大臣の要請)

3 環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達の推進を図るため特に必要ながあると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体による環境物品等の調達の推進)

第十一条 都道府県及び市町村は、毎年度、物品等の調達に際し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

(地方公共団体による環境物品等の調達の推進)

第十二条 都道府県及び市町村は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第十条の規定は、同年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、環境物品等への需要の転換を促進する観点から、提供すべき環境物品等に関する情報の内容及び提供の方法、環境物品等に関する情報の提供を行つ者の自主性を尊重しつつ適切な情報の提供を確保するための方策その他の環境物品等に関する情報の提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

3 都道府県及び市町村は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行つるものとする。

4 物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供等に関する情報の提供

を講ずるものとする。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に当たっては、再生品その他の環境物品等の供給の促進とともに、その安定的な需要を確保することが重要であることにかんがみ、国等による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 循環型社会形成推進基本法案に対する修正案

(小林洋君提出)

環境型社会形成推進基本法案の一部を次のように修正する。

第三条、第七条及び第十一条第四項中「及び経

4 環境大臣は、循環型社会形成推進基本計画の三項及び第四項を次のように改める。

3 環境大臣は、循環型社会形成推進基本計画の案を作成して、平成十五年十月一日までに、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、循環型社会形成推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該循環型社会形成推進基本計画の案の原案を、当該公告の日から九十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

第三条第一項中「政府」を「国」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

第三条第一項中「政府」を「國」に改め、同条第

4 環境大臣は、循環型社会形成推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該循環型社会形成推進基本計画の案の原案を、当該公告の日から九十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(検討)

第二条 政府は、循環型社会の形成に関する施策が総合的かつ一元的に講じられるよう、行政組織の整備について検討を加えるものとする。

循環型社会形成推進基本法案に対する修正案

(藤木洋子君提出)

循環型社会形成推進基本法案の一部を次のように修正する。

8 内閣は、第三項の規定により循環型社会形成

推進基本計画を決定したときは、第五項の規定により申立てがあった意見の要旨を記載した書類を添えて、これを国会に提出し、その承認を受けるなければならない。

第十五条第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該

縦覧に供された循環型社会形成推進基本計画の案の原案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日から起算して六十日を経過する日までに、環境大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

6 環境大臣は、前項の期間の満了後、当該循環

目次中「第二章 循環型社会形成推進基本計画」

「第一章 循環型社会形

成推進基本方針(第十五条・第十六条)」に、「第十五条・第十六条」を「第一節 循環型社会形

成推進基本方針等」に、「第十五条・第十六条」を「第二節 都道府県循環型社会形成推進計画(第十七条・第十八条)」に、「第十五条・第十六条」を「第三節 地方公共団体の施策(第三十二条)」を「第一節 国の施策(第十九条・第三十三条)」に、「第二節 地方公共団体の施策(第三十四条)」を「第二節 地方公共団体の施策(第三十五条)」に、「第三節 補則(第三十六条)」に、「第三節 補則(第三十七条)」に改める。

で、かつ」を削る。

第十二条第二項中「前条第三項」を「第十三条规定」に改める。

四項又は第五項に、「同項」を「これらの項」に改め、同条を第十二条とする。

第十三条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事業者の事業活動に当たって講すべき措置)

第十三条 事業者は、その製造、販売等をする製品、容器等については、自らの責任において、その製造、使用、廃棄等に伴う環境への負荷ができる限り低減されるようにしなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行なうに際しては、

原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずることとも、原材料等がその事業活動において循環

資源となつた場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措

置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環

資源について自らの責任において適正に処分す

るようにしなければならない。

3 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者

は、その事業活動を行なうに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずることとも、当該製品、容器等の設計の工夫、規格の統一及び材質又は成分の表示その他の当該

製品、容器等が循環資源となつたものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないよう

るために必要な措置を講ずるようにならなければ

ならない。

4 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者

は、環境への負荷の低減のため必要であると認められる製品、容器等について、当該製品、容

器等の代金に一定の金額を加え、当該製品、容

器等の代金に一定の金額を加え、当該製品、容

器等で循環資源となつたものを引き取ることに当該金額を払い戻すことにより、当該製品、容器等の回収が促進されるようしなければならない。

5 前二項に定めるもののほか、製品、容器等であつて、これが循環資源となつた場合におけるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うために

は国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となつたものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行うようにしなければならない。

6 事業者は、その事業活動を行うに際しては、循環的な利用を行うことができる循環資源について、適正に循環的な利用を行うようにしなければならない。

7 事業者は、環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある物質を含む製品であつて、当該物質の環境への放出を防止することができないもの及び当該放出を防止することに過大な費用を必要とするもの並びに環境への負荷の少ない方法で適正に循環的な利用又は処分をすることができないものについては、製造、販売等を行わなければならぬ。

8 事業者は、循環資源の循環的な利用及び処分により環境の保全上の支障が生じると認められる場合において、当該環境の保全上の支障に係る循環資源の利用若しくは処分又は排出を行つたときは、当該循環資源を適正に処理し、環境の保全上の支障を除去し、及び原状を回復せらるるために必要な措置を講ずるようしなければならない。

9 前各項に定めるものほか、事業者は、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会

の形成に関する施策に協力しなければならぬ。

（第二章 循環型社会形成推進基本方針と他の方針との関係）

第十六条 再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項に規定する基本方針その他の国の方針は、循環型社会

の形成に関しては、循環型社会形成推進基本方針を基本として策定するものとし、これと矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

（第二章中第十五条の前に次の節名を付する。）

第二章 循環型社会形成推進基本方針等」に改め

第十五条の見出しを「循環型社会形成推進基本方針の策定等」に改め、同条第一項中「計画」を「方針」に、「循環型社会形成推進基本計画」を「循環型社会形成推進基本方針」に改め、同条第二項

中「循環型社会形成推進基本計画」を「循環型社会形成推進基本方針」に改め、同項第一号中「基本的な方針」を「基本構造」に改め、同項第一号中「総合的かつ計画的に講すべき施策」を「講すべき次に掲げる施策に関する計画」に改め、同号に次のように加える。

イ 廃棄物等になることを抑制するために講すべき施策

ロ 循環資源について循環的な利用又は処分を行つたために講すべき策策を及ぼすための目標及びその達成すべき年度

ハ 循環資源の循環的な利用についての目標

（第二章中第十五条の前に次の節名を付する。）

第二章 循環型社会形成推進基本方針等」に改め、同条第一項中「次項において」を「以下に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条第一項中「次項において」を「以下に改め、同条を第三十条とする。

第二十九条を第二十九条とし、第二十四条から改め、同条を第三十条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条を第三十一条とする。

第三十一条を第三十二条とし、第二十九条を第三十一条とする。

第三十二条を第三十三条とし、第二十九条を第三十一条とする。

第三十三条を第三十四条とし、第二十九条を第三十一条とする。

第三十四条を第三十五条とし、第二十九条を第三十一条とする。

第三十五条を第三十六条とし、第二十九条を第三十一条とする。

第三十六条を第三十七条とし、第二十九条を第三十一条とする。

第三十七条を第三十八条とし、第二十九条を第三十一条とする。

第三十八条を第三十九条とし、第二十九条を第三十一条とする。

第三十九条を第四十条とし、第二十九条を第三十一条とする。

（第二章中第十五条の前に次の節名を付する。）

第二章 循環型社会形成推進基本方針等」に改め、同条第一項中「循環型社会形成推進基本計画」を「循環型社会形成推進基本方針」に、「平成十四年四月一日」を「平成十三年七月一日」に、「循環型社会形成推進基本計画」を「循環型社会形成推進基本方針」に、「平成十五年十月一日」を「平成十四年一月一日」に改め、同条第十五項及び第六項中「循環型社会形成推進基本計画」を「循環型社会形成推進基本方針」に、「平成十四年四月一日」を「平成十三年七月一日」に、「平成十五年十月一日」を「平成十四年一月一日」に改める。

（第二章中第十五条の前に次の節名を付する。）

第二十二条を第二十四条とする。

第二十三条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

国は、廃棄物等の排出を行う事業者に当該廃棄物等の管理のための計画の策定及び当該廃棄物等の回収が促進されるようするものとする。

物等の排出の記録を行わせ、並びに都道府県が

当該廃棄物等の管理の改善のための措置をとることができるよう、必要な措置を講するものと

する。

第二十一条を第二十二条とする。

第二十二条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第二十三条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第二十四条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第二十五条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第二十六条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第二十七条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第二十八条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第二十九条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三十条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三十一条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三十二条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三十三条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三十四条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三十五条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三十六条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三十七条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三十八条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三十九条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第四十条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第四十一条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第四十二条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第四十三条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第四十四条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第四十五条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第四十六条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第四十七条を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

（第二章中第十五条の前に次の節名を付する。）

第二章 循環型社会形成推進基本方針等」に改め、同条第一項中「循環型社会形成推進基本計画」を「循環型社会形成推進基本方針」に即して、当該都道府県の区域における循環型社会の形成に関し講すべき施策に関する

る計画(以下「循環型社会形成推進計画」という。)を定めなければならない。

2 循環型社会形成推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 廃棄物等になることを抑制するために当該

都道府県が講すべき施策

二 循環資源について循環的な利用又は処分を行つたために当該都道府県が講すべき施策

三 当該都道府県の区域における循環資源の循環的な利用についての目標及びその達成すべき年度

四 前三号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関するものとし、前項第一号から第三号までに掲げる事項を循環型社会形成推進計画に定めるときは、当該大規模な開発のための計画の実施に伴い発生する廃棄物等に係る事項について明記するものとする。

5 都道府県知事は、循環型社会形成推進計画を定めたときは、遅滞なく、関係行政機関の長に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、循環型社会形成推進計画の変更について準用する。

(循環型社会形成推進委員会)

第十八条 各都道府県に、当該都道府県の区域における循環型社会の形成に関し必要な事項について調査審議するため、循環型社会形成推進委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、循環型社会形成推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき都道府県知事に必要な勧告をすることができる。

3 委員会は、市町村(特別区を含む。)の長、学

議経験のある者、当該都道府県の住民及び民間の団体を代表する者で組織する。

4 前条及びこの条に定めるもののほか、委員会の行う調査その他の権限並びに委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第三章に次の二節を加える。

第三節 捕則

第三十六条 政府は、循環型社会の形成に関する

法令の案の作成に當たつては、地方公共団体、学識経験のある者及び民間団体等に意見を述べる機会を与えるようにしなければならない。

附則第一条中「第十五条及び第十六条」を「第二章」に改める。